

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

北山湖エリア自然体験施設再整備事業～こどもの声がこだまする 新しい日常を契機とした地域活性化プロジェクト～

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県

3 地域再生計画の区域

佐賀県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【まとめ】

北山湖エリアは、佐賀市中心部と福岡県福岡市を結ぶ国道の整備が進み、佐賀や福岡の都市部から車で約1時間とアクセスも良い。また、当エリアには、2000年の歴史を有する古湯温泉、熊の川温泉があるほか、最近では古民家をリノベーションした飲食施設がオープンするなど、地域の魅力が向上してきている。しかし、多くの観光施設は老朽化が進み、観光牧場や温泉施設の利用者はH22年66万人であったものが10年で約4割減少し、日帰り観光客が約9割を占めるなど、滞在時間が短い「通過型観光」が主流であり、地域への経済波及効果が乏しい。

北山キャンプ場が整備されてから50年が経過する中で、施設の老朽化や糸島などの競合する県外観光地の出現などによって北山湖周辺の魅力が相対的に低下し、観光客のニーズを上手くつかむことができず、九州最大都市、福岡市（2020年国勢調査において、政令都市で人口増加数・増加率連続第1位）からの来訪者を十分取り込めていないことも、経済波及効果が低迷している一因といえる。

地域住民や地元事業者からは、北山湖が持つ、富士町と三瀬とを結ぶ拠点機

能が低下したことを嘆く声や、再び都市部から注目されるように老朽化した施設の再整備及びその機能の強化を期待する声が多い。

【ポイント】

《課題①》自然志向、地方都市志向は高まっているが、このエリアの観光施設利用者は減少、日帰り観光客の割合が高い。

- ・旅行の形態：自然を楽しむ旅行（1位）、地方都市圏を楽しむ旅行（2位）

（JTB 総合研究所「新型コロナウイルス感染拡大による暮らしや心の変化と旅行に関する意識調査（2021/8）」）

- ・三瀬エリアの観光牧場や温泉施設利用者は、10年で約4割減少。（H22：655,996人→R2：414,800人（▲36.8%））

- ・富士町全体の観光施設利用者は、10年で約2割減少。（H22：333,569人→R2：267,982人（▲19.7%））。新型コロナウイルス感染症影響によって温泉旅館利用者も大幅に減少。R1：191,645人→R2：133,164人（▲23.4%）

《課題②》キャンプ人口は増加し経済波及効果も見込めるが、県内のキャンプ場は老朽化による閉鎖、一部施設は営業期間が限定的。

- ・1年間でキャンプに行った回数：平均4.6回、19年4.4回から0.2回増加

1年間でキャンプ場に泊まった泊数：平均6.1泊、19年5.8泊、18年5.5泊、17年5.0泊、4年連続で最多の数値

20代キャンパー 2020年10.2%、19年7.5%、18年6.6%、17年6.3% 年々増加

（オートキャンプ白書2021：日本オートキャンプ協会）

- ・直近1年以内にキャンプに行った人が1回のキャンプに変える一人当たりの費用：平均約14,000円

- ・直近1年以内にキャンプに行った人がキャンプをする理由：自然や非日常を楽しみたい58.9%、のんびり過ごすことができる14.3%、コロナ禍でも感染対策をしながら楽しめるレジャーだから6.3%

（キャンプに関する調査：楽天インサイト（2019/6））

- ・県内公営キャンプ場は21施設、近年老朽化等の理由でうち4施設が閉鎖。5

施設は夏季のみ営業。

一方でリニューアルした波戸岬キャンプ場は週末を中心に常に予約で埋まっており予約が取れない不満の声も多い。

《課題③》地域の情報発信力の不足。

スマートフォンの普及と旅行形態の変化によりオンライン情報の重要性が増し、旅行中にオンラインで情報検索をすることが増加しており、観光客を周遊させるためには、旅行者に対して周辺施設の情報を発信していくこと、かつ、こうした変化に対応した情報発信を行うことが集客において必要不可欠だが、この地域の情報の連携や発信力が不足している。

・ SNS は移動や消費の情報源としての役割を強く持つ時代（JTB 総合研究所）

1 位 SNS の投稿を見て行ってみたいと思った場所に行った

2 位 SNS で知った情報でいいと思った場所に行った

・ 旅先に関する“タビマエ”と“タビナカ”の情報収集、デジタル化による旅行スタイルの変化（JTB 総合研究所）

“タビマエ” (1 位) 検索サイトで検索した 54.0%

“タビナカ” (1 位) 検索サイトで検索した 27.2%

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

当県の魅力発信事業「OPEN-AIR 佐賀」の主要事業として、福岡県福岡市に隣接する北山湖エリアを「佐賀県の北の玄関口」として県内周遊の入口、拠点化するため、官民一体となって、当県の豊かな自然環境を活かした滞在・自然体験の拠点として、県営キャンプ場及び 21 世紀県民の森のリニューアルに取り組み、直売所や温泉施設等の点在する施設をつなぐ。また、北山湖エリアを「通過型観光」から「滞在体験型観光」のステージにステップアップすることにより、北山湖エリア全体の地域消費拡大と交流人口拡大を図り、地域活性化を実現することを目指す。

当県では「OPEN-AIR 佐賀」として、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、屋外で活動するニーズの高まりや自然志向の高まりを受け、広がる大空の

もと、佐賀の豊かな自然を活かし、観光はもとより、子育て、働く、遊びなど様々な切り口で新しいライフスタイルを提案し、定住促進及び交流人口の拡大を図る取組を進めている。観光面では、キャンプ場の整備を大きな柱としており、当県の魅力を最大限訴求するため、特に「海」の波戸岬キャンプ場、「山」の北山キャンプ場、「歴史」「平野」の吉野ヶ里歴史公園の整備に力を入れている。このうち、最初に取り組んだ波戸岬キャンプ場（平成 29 年度の当該交付金を活用し再整備）では、玄海への夕日を眺めるロケーションを活かし、民間のノウハウを活かした付加価値の高いサービス提供と効果的な情報発信等の結果、来場者が整備前の 5 倍に増加、また、周辺のサザエの壺焼き小屋や温泉施設でも売り上げが増加する等地域活性化につながっている。北山キャンプ場についても、キャンプ場の魅力を高めることにより、集客効果を高め、地域と連携した面的な取組を行うことで、地域全体の活性化につなげていきたい。

北山湖は、昭和 34 年に完成した北山ダムによって形成されたダム湖で、佐賀県と福岡県境の山間部に位置しており、その周辺は昭和 37 年に県立自然公園に指定されている。北山キャンプ場と県民の森は北山ダム周辺地域の振興の一環として、昭和 47 年から 50 年代にかけて北山キャンプ場が、昭和 55 年から平成 2 年度までに 21 世紀県民の森が整備された。整備当時は自然に触れ合う保養地として多くの観光客が訪れ、夏には湖面で花火が打ち上げられるなど地域の賑わいの中心的な場所となっていた。

現在、北山湖から車で 20 分以内のエリアには、そばやイノシシ等の地元食材を提供する飲食店、物産販売所、リンゴやクリの観光農園、観光牧場等の観光施設が立地しており、さらに足を延ばせば閑静な佇まいの旅館が並ぶ古湯温泉があるなど、多彩な地域資源が集まるポテンシャルの高い地域となっている。しかし、各事業者の個別の取組となっているため事業者間の連携や送客効果が見込めず、観光客は目的とする施設だけを利用して帰るなど、滞在時間の短い通過型観光がメインになっている。結果、地域の魅力を十分に伝えられず、集客力の低下や、経済波及効果も広がりにくい状況となっている。

そこで、北山湖エリアを「佐賀県の北の玄関口」として、地域全体の取組を面的につなげ、地域の魅力、佐賀県の魅力を発信するエリアとしていく必要がある。その際、近年の自然志向の高まりを好機と捉え、直売所や温泉施設などが点在するこの地域の中心部に立地する北山キャンプ場と県民の森を、豊かな自然環境や、食、温泉、文化などの多彩な資源を活かした、地域のランドマークとなる集客力の高い施設へと再整備する。そして地元の事業者と連携してキャンプ場を軸に北山湖ならではの自然体験型メニューをはじめとする「コト消費」を提供し、施設利用者を地域で回遊させる機能を付加することにより、地域産業の振興を通じて地域の仕事や収入を確保し、人口流出の防止とともに定住促進を図る。

具体的には、地域の豊かな自然を活かし、地域の NPO や事業者等と連携して星空観察会、早朝の虫採りイベント等の滞在型自然体験の提供、親子で楽しめる多彩なアクティビティの整備など、施設利用者の滞在時間を延ばす取組や、周辺の温泉、グルメ、物産販売施設等への回遊や再訪を促すことで交流人口の拡大と地域経済への波及効果を高める。さらに、観光客の視点を持って、観光素材の磨き上げを事業者自らが行う地域へと変えるために、県が先導して集客拠点を再整備し、観光コンテンツ開発重視の観光地づくりに率先して取り組む。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2022 年度増加分 1 年目	2023 年度増加分 2 年目
北山キャンプ場利用者数(人)	7,555	0	6,000
北山キャンプ場利用料収入(百万円)	0	0	10
21 世紀県民の森施設利用料収入(百万円)	15.51	0	0.9

2024 年度増加分 3 年目	2025 年度増加分 4 年目	2026 年度増加分 5 年目	K P I 増加分 の累計

3,000	1,000	1,000	11,000
5	2	2	19
1.1	1.1	1.1	4.2

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

北山湖エリア自然体験施設再整備事業

～こどもの声がこだまする 新しい日常を契機とした地域活性化プロジェクト～

③ 事業の内容

【整備する施設の概要】

○北山キャンプ場

・ふるさと自然公園センター改修（リモートワーク等に対応したWi-Fi環境の整備など）

・オートサイト化（サイト拡大、電源設置、園路拡幅）

・トイレと洗い場の機能を統合した衛生施設（サニタリー棟）やシャワー棟を整備し、浄化槽を新設

・指定管理者制度導入（民間のノウハウを活かして収益を拡大し、自立した施設を目指す）

○21世紀県民の森

・野外の自然空間で滞在できるウッドデッキの拡張

○サイクリングロード

・ビュースポット（3箇所）整備

- ・子供連れが楽しめる施設の整備（自由に遊べる広場）

【ポイント】

・キャンプ場の窓口である「ふるさと自然公園センター」を、キャンプ場の受付だけでなく、キャンプ場利用者の交流スペースやリモートワークに対応したWi-Fi環境を備えたコワーキングスペースを確保するとともに、周囲の自然環境を紹介する展示など自然学習の場として活用するなど、子供から大人まで、多様な利用者のニーズに対応した施設として機能の向上を図る。

・近年のキャンプ場利用者のニーズ（オートサイト、衛生的な施設、Wi-Fi環境）に対応した施設として整備することで利用料収入を得るとともに、施設はユニバーサルデザインとし、多様な利用者に対応した環境を整備する。

※キャンプ場の整備内容については、コンセプトからサイトの配置、必要な施設の絞り込みまで、県営波戸岬キャンプ場で利用者を従前の5倍、年間2万5千人と大幅に増加させた実績のある事業者を公募によってアドバイザーとして選定。アドバイザーから助言を受け、21世紀県民の森と一体的な整備によって「稼げるキャンプ場」を目指す方法を検討してきた。

・サイクリングロード沿線を再整備し、北山キャンプ場と21世紀県民の森を楽しめる環境を整え、レンタルサイクルを活用して2つの施設の相互利用を促す。それによって、2つの施設が提供するサービス（キャンプ場利用者への軽食の提供、木の実工作体験施設との連携など）が利用可能となり、ソロキャンプから家族連れやグランピングなど、多様な利用者ニーズに対応できる施設として集客力を高める。

・整備から年数が経過したために木立に覆われて景観が阻害されているサイクリングロード沿いの広場に新たにビュースポットを整備するとともに、自由に遊べる広場も併せて整備することで2つの施設を含む北山湖全体の魅力向上、集客力の向上を図る。

・Wi-Fi環境の整備やふるさと自然公園センターの改修などリモートワークが可能な環境を整備し、キャンプ場でのワーケーションや隣接する

少年自然の家と連携した自然環境教育、さらには民間企業の人材研修等の利用を可能とすることで、キャンプ場の平日利用など新しい利用を促し、利用客の増加に取り組む。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

○民間主導による自立的な施設運営（指定管理者との連携）

・類似施設を運営する民間のノウハウを活かし、施設の維持管理費を利用料収入で賄う自立的な施設運営を目指す。

・柔軟な発想をもって民間イベントを実施してもらうため、指定管理者に使用申請等の窓口機能を持った施設使用料の収益を上げる。

・キャンプ用品等のレンタルなど利用者のニーズに対応したサービスを提供し、その収益を施設の維持管理等に充当するほか、レンタル用品の拡充や設備機器の充実に用いるなど、利用者満足度の向上に努める。

・指定管理者は、地元の商業関係者等（北山湖面利用関係者や地域商業者）とも協力・連携しながら、一層の賑わいを創出し、地域の収益向上にも貢献する。

事務経費及び維持管理経費（支出）… 人件費、維持管理業務（園地草刈、トイレ清掃、ゴミ収集、光熱水費、修繕費、保険料など）

施設運営費（消耗品費、通信費、車両・機器類の保守費、機材購入費など）など

事業収入 … サイト利用料、シャワー利用料

○地域資源に触れ、新しい発見等をリアルに情報発信

・スマホを用いたSNSなどの情報ツールによる情報収集・発信を負荷なく利用できるようWi-Fiなどのデジタル環境を整備し、利用者の満足度向上や集客を増加させる。

○21世紀県民の森との連携

- ・サイクリングロードを活用して 21 世紀県民の森の施設（レストラン、遊具）と連携し、21 世紀県民の森と機能を補完（宿泊：キャンプ場、食事提供：21 世紀県民の森、遊具：21 世紀県民の森、など）することで、収益の向上とともに利用者の満足度向上につなげる。

【官民協働】

○民間主導による自立的な施設運営（指定管理者との連携）

- ・類似施設を運営する民間のノウハウを活かし、施設の維持管理費を利用料収入で賄う自立的な施設運営を目指す。

- ・柔軟な発想をもって民間イベントを実施してもらうため、指定管理者に使用申請等の窓口機能を持った施設使用料の収益を上げる。

- ・キャンプ用品等のレンタルなど利用者ニーズに対応したサービスを提供し、得られた収益を施設の維持管理等に充当するほか、レンタル用品の拡充や設備機器の充実に用いるなど、利用者満足度の向上に努める。

- ・指定管理者は、地元の商業関係者等（北山湖面利用関係者や地域商業者）とも協力・連携しながら、一層の賑わいを創出し、地域の収益を上げる。

○民間企業等によるイベント実施

- ・指定管理者、佐賀森林セラピー協会、NPO みんなの森プロジェクト、地元事業者などと連携し、森林浴、森林ヨガ、木の実工作、昆虫採集、キノコなど自然観察など、北山の自然を活かして四季折々に親子が一緒に楽しめる各種自然体験を施設利用者に提供するなど、魅力ある施設として集客力を高める。

○地域の事業者との連携（地域の事業者へのヒアリングを実施し、実現可能性を確認）

- ・近隣の事業者と連携して、キャンプ場利用者が必要とする肉や野菜、飲み物類のほか、薪などの地元の産物を準備、配達するなど、地元事業者の収益にも繋げる。

【地域間連携】

現在、三瀬エリアと富士町エリアの観光情報を一元的に入手できる場所がないことから、北山湖エリアの玄関口として、周辺施設の情報や地域で行われるお祭りやイベントの情報などを一元的に入手できるよう、佐賀市、佐賀市観光協会と連携して取り組む。

【政策間連携】

【商工・観光分野】

・都市部の子育て世代をターゲットとして北山キャンプ場と 21 世紀県民の森の集客力を高めて利用者の増加を図り、その施設利用者を周辺の観光施設等に回遊させることで地域で過ごす時間を延ばすとともに、1 度では楽しみ尽くせない魅力ある地域としてリピーターを創出し、地元事業者の収益機会の拡大につなげる。

・北山湖エリアの玄関口として、周辺施設の情報や地域で行われるお祭りやイベントの情報などを一元的に入手できるよう、佐賀市、佐賀市観光協会と連携して取り組み、この地域を訪れた観光客が地域を回遊しやすい環境を整備する。

・リピーターによる地元事業者の収益機会の拡大や地域の賑わいを創出することによって、地域の経済活動を活性化して地域の雇用を守り、若者が地域に定着しやすい環境を作り出す。

【OPEN-AIR佐賀】

・新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に 3 密を回避し屋外で活動するニーズが高まる中、本県の豊かな自然を活かし大空のもと多彩な自然体験などを楽しむスタイル「OPEN-AIR 佐賀」環境整備の一環として、豊かな自然に囲まれた北山湖に、都市部の子育て世代をターゲットとした集客力の高い滞在型自然体験施設を整備することで、県民の利用はもとより近県からの交流人口・関係人口の増加を図る。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2 の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 6月

【検証方法】

外部有識者（産官学金労言）を含めた検証組織を設置し、個々の事業についてPDCAサイクルによる検証を実施。

【外部組織の参画者】

産：佐賀県商工会連合会、佐賀県農業協同組合中央会

官：佐賀県市長会、佐賀県町村会、厚生労働省佐賀労働局

学：国立大学法人佐賀大学

金：一般社団法人佐賀県銀行協会

労：日本労働組合総連合会佐賀県連合会

言：株式会社佐賀新聞社、株式会社サガテレビ 等を予定

【検証結果の公表の方法】

検証結果を県ホームページに掲載する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 386,542千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 県独自の取組

ア 事業概要

地域の豊かな自然を活かし、星空観察会、早朝の虫採りイベント等の

滞在型自然体験の提供など、施設利用者の滞在時間を延ばす取組や、周辺の温泉、グルメ、物産販売施設等への回遊や再訪を促すことで交流人口の拡大と地域経済への波及効果を高める。

イ 事業実施主体

佐賀県

ウ 事業実施期間

2023年8月1日から2027年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。